

第3回  
地球温暖化問題に関する懇談会  
政策手法分科会

平成20年9月17日(水)

内閣官房 副長官補室(地球温暖化問題懇談会担当)

地球温暖化問題に関する懇談会  
政策手法分科会（第3回）

平成20年9月17日（月）  
8時00分～9時51分  
経済産業省1014会議室

議 事 次 第

- 1．開会
- 2．議事  
排出量取引の国内統合市場の試行的実施について

配 布 資 料

- 資料1 試行的実施についての基本的考え方  
資料2 論点整理  
資料3 各委員提出資料  
3 - 1 植田委員提出資料  
3 - 2 枝廣委員提出資料  
3 - 3 大塚委員提出資料  
3 - 4 末吉委員提出資料  
3 - 5 関澤委員提出資料  
3 - 6 森本委員提出資料  
3 - 7 山口委員提出資料  
参考資料1 排出量取引の国内統合市場の試行的実施について  
参考資料2 国内排出量取引に関する言及について  
参考資料3 制度の概要  
参考資料4 排出量取引に関する各国の状況について

森島座長 それでは、ちょうど定刻になりましたので、ただいまから政策手法分科会の第3回会合を開催させていただきます。

本日は、植田委員、枝廣委員、末吉委員、寺島委員が欠席でございます。

本日の議題は、排出量取引の国内統合市場の試行的実施についてでございます。

まず、日下内閣官房参与よりごあいさついただきます。

日下内閣官房参与 おはようございます。

お忙しい中、朝早くからお集まりいただきまして、ありがとうございます。

排出量取引制度につきましては、前回の会議で、欧米の動向などを注視しながら引き続き検討を進めると整理いただきました。その後、6月の福田総理のスピーチにおいて、排出量取引の国内統合市場を試行的に実施することとされまして、10月を目途に試行的実施を開始することとしております。

現在、施行開始に向け、できるだけ多くの業種、企業の参加のもと、マネーゲームが排除され実需に基づいたマーケット、さらには国際的にリーダーシップの発揮できる制度となるよう検討を進めております。

今回の施行は、本格導入する場合に必要な条件や、制度設計上の課題を明らかにするという位置づけであります。せつかくのまた取り組みでもありますので、現在の京都議定書目標達成計画の主要な取り組みである自主行動計画の推進にも役に立つものとしていきたいと考えております。

施行実施は、政府として10月からの実施を閣議決定しているところであります。今後制度設計を進めていく上で、福田総理のもとで設置された地球温暖化問題に関する懇談会におかれましては、本政策手法分科会のご意見を伺いたいと考え、ご参集いただいたところでございます。本日は、ぜひ忌憚のないご意見をいただけるよう、お願い申し上げます。

ありがとうございました。

森島座長 どうもありがとうございました。

それでは、事務局からご説明願います。

鎌形内閣参事官 事務局から資料のご説明をさせていただきます。

まず、資料全体像をご紹介します。

お手元に議事次第がございますが、そこに配布資料の一覧がございます。それをおめくりいただきますと座席表や名簿があると思いますけれども、まず資料1が試行的実施についての基本的考え方というものです。次に、資料2は試行的実施に向けた論点の整理です。今日のメインでご議論いただくのがこの2点と考えてございます。

それから、資料3 1から資料3 - 7まで、あらかじめ各委員に資料1、2をお配りしてございまして、これについてのご意見ということでもいただいたものをそのままお配りしています。本日ご欠席の委員からいただいたものもそのままお配りしてございます。

それから、次に参考資料1というのが国内統合市場試行的実施についてというポンチ絵でございます。基本的考え方や論点で述べておりますことを絵にしたというものでございます。

それから、参考資料2が国内排出量取引に関する言及でございますが、そもそも試行的実施

は6月の総理のスピーチでの提言から始まってございます。その総理のスピーチの関連部分、それからこの分科会の親懇談会に当たります地球温暖化問題に関する懇談会の提言の該当部分、それからこれらを踏まえまして7月に政府で閣議決定いたしました低炭素社会づくり行動計画の該当部分が示してございます。

それから、参考資料3でございますけれども、3つのパーツからなっておりますけれども、後ほどご説明いたします私どもが制度設計を考えております取引がなされるクレジットが、どのようにして出てくるかというものを図示したものでございます。

それから、参考資料4は諸外国の現在の制度の動向を概要という形でまとめているということでございます。今回、我々が試行的実施を設計するに当たって議論の参考にしたいということでございます。

以上が資料全体像でございます。

それでは、恐縮でございますが、資料1、2に戻ってご説明をさせていただきます。

現在、政府の中で関係省庁で議論をして、制度設計の在り方について検討しているところでございます。そのほか、論点について産業界の皆様にもご意見をお聞きするという作業をしているという、途中段階ということで受け止めていただきたいと思います。そういう意味で、今回ご提示しております資料は、制度設計の案ということではなくて、それに当たっての基本的な考え方、論点というものをお示しして、皆様方のご意見をちょうだいしたいという形のものでございます。

まず、資料1、基本的な考え方ということでございます。

制度設計に当たるに際しまして、関係省庁でこういった考え方に基づいて進めていきたいということでもあります。

まず、制度の骨格としては、試行実施ということで、企業等が自主的に参加する試行ということで実施すると。具体的にどうしていくかということ、できるだけ多くの業種・企業が参加するよう、参加しやすい仕組みを検討する。そして、自主行動計画の取り組みにも役立つようにしていく。そして、本格導入する場合に必要な条件、課題等を明らかにするというものでございます。にございますが、将来の義務的な排出量取引の導入を決めて前提として出発しているものではない、そういう位置づけたということでございます。

それから、2点目の骨格としては、実効性あるルールということございまして、まさに削減努力、技術開発につながるというルールであると。それから、マネーゲームが排除され、健全な実需に基づいたマーケットづくり。それから、技術とものづくり中心の日本の産業に見合った制度を検討する。それから、国際的なルールづくりの場でのリーダーシップの発揮につなげる。こういった考え方のもとに進めていきたいということでもあります。

次に、基本的枠組みでありますけれども、企業が自主的に削減目標を設定するというところで、その達成を目指して排出削減を進めるということでございますが、その目標達成に当たり、自らの排出削減のほかに、排出枠・クレジットの売買を活用できると。こういう基本になっていきます。

それでは、その売買可能な排出枠・クレジットをどういうところに持ってくるかということ

でございますが、バリエーションを設けようということで、まず1番目に企業が自主的に設定した削減目標の超過達成分を排出枠として売買できるようにすると。このほか、この制度の中で企業が目標設定をしていないという部分についても、1つは国内クレジットという形で中小企業や森林バイオマスにおける削減活動ということで、この追加的な削減分をクレジット化しよう。これらはこの仕組みの中で目標設定する主体ではございませんが、その目標設定しない主体の努力についても追加的な削減分はクレジットにしよう。それから、もう一つは既に京都議定書のもとでできております京都クレジット、大きく分けてこの3種を取引可能な対象にしようということでございます。

それで、第1の企業が目標設定するという部分についてでございますが、その目標の設定の在り方は4.でございます。試行という性格上、あるいは自主行動計画との目標の整合ということを考えまして、まず企業が自主的に設定するということを考えます。ただし、安易な売り手の参加を助長しないように、一定の設定方法を検討しようということでございます。あまりに緩い目標で、安易な売り手の参加を助長するということにならないようにということでございます。それから、もう一つは、目標設定の仕方として排出量だけでなく、排出原単位の目標の設定を認めていってはどうかということでございます。

裏にまいりまして、現行進んでおります自主行動計画との関係でございますが、京都クレジット及び国内クレジットについては活用可能ということ的前提としよう、国内クレジットに関してはさらに検討をしていくということでございます。それから、今回新たにこの仕組みの中で設けてまいります、いわゆる削減目標の超過達成分ということにつきましては、自主行動計画の達成のために活用可能とする方向で検討を進めていこうということでございます。

それから、もう一つ、6番目、排出枠・クレジットの信頼性の確保ということで、排出量のモニタリング・報告・検証、それから排出枠・クレジットの管理のシステム、いわゆるインフラというものを適切に整備しておくということでございます。

以上が基本的な考え方ということでございます。

資料2が、その実施に向けた論点ということでございます。

基本的考え方と若干の重複もございますので、ざっとかいつまんでまいりますけれども、全体で(1)から(10)まで課題が触れてございます。現在ある課題を示しつつ、一部の産業界にも意見を得つつあるところということでございます。

対象ガスについては、エネルギー起源CO<sub>2</sub>を基本でどうかということでございます。

それから、排出削減目標の設定主体でございますが、基本は企業ということを考えますが、事業所単位あるいは複数企業のグループなども柔軟に認めるということでございます。ただ、あくまで企業の経営判断によって判断していくということが基本であるということから、業界団体丸ごとというのは原則として避けてはいかかと、こういうことで提案しているということでございます。

それから、(3)排出削減目標の設定方法でございますけれども、先ほども申しましたけれども、原単目標、排出量目標、いずれかは選択可能ということでございますが、自主行動計画における目標を目安として活用してはどうかということです。ただ、括弧の中に書いてござい

ますが、安易な売り手の参加を助長しないような、ある一定の制限を設けることが必要であろうということでございます。

次のページにまいりまして、とあるところにJ V E T Sにおける排出削減目標の設定方法とありますが、これは環境省で行っておられる自主参加型の排出量取引制度でございますが、ここでの目標設定の仕方は書いてはありますけれども、補助金の施設整備で削減するであろうというものを見込んだ上で排出量目標を設定して、その目標をさらに超過達成した場合に、どうかということがメルクマールになってくるということでございます。

それから、(4)原単位を選択した場合に活動量はどういうふうに考えるかということでございますが、これはあらかじめ見込みの活動量を見込んでおくか、あるいは事後的な清算をするか、どちらかを選択することにはいかがかということでありませう。

それから、(5)排出削減目標の設定年度ということで、これもさまざま考えられますが、考えられるものとして、1つは2008年から2012年の毎年度に削減目標を設定していくというような方式、または柔軟性の確保ということで、バンキング、ボロイングなども認めるという方式、あるいは1つ自主行動計画の目標年次であります2010年度の目標を大きく活用するというような方式が考えられないか。その他いろいろ意見も聞きつつ検討していくということでございます。

なお書きでございます。いわゆる環境省の自主参加型国内排出量取引制度では、2008年度から毎年度設定する方式をとっているということでありませう。

それから、試行実施において、排出削減目標の達成に充当できる排出枠・クレジットとしては、ここに から まででございますが、 が大きくくりますと、あらかじめ排出削減目標を設定した企業の超過達成分のクレジット、それから 国内クレジット、 京都クレジット。この大きく分けて3種類、細かく分ければ4種類を対象にしていこうということになります。

3ページ目にまいりまして、新たに導入する設定方法による排出枠の交付と取引とありますが、目標年度終了以前にも取引を可能とするか、あるいは実績を踏まえて事後的に取引するかということで、いずれも選択可能としてはいかがかということでありませう。

(8)排出枠・クレジットと自主行動計画との関係でございます。これは基本的考え方でも述べましたけれども、国内クレジット、京都クレジットは基本的に活用可能とし、かついわゆる目標設定をする企業の超過達成分についても反映可能とする方向で検討するということでございます。

それから、(9)取引の参加主体ということでございますが、排出削減目標の設定主体がまず1つ掲げられますが、京都クレジット、国内クレジットの供給者、それから として取引の仲介者ということを考えてはいかがかということでございます。取引については、当面相対取引ということになるかと考えられますけれども、将来取引所取引の可能性も視野に入れるということと、取引ルールの設定に当たってはマネーゲームということについて十分議論した上で、必要な工夫をしていくということでございます。

それから、制度のインフラ、これも先ほど申し上げましたとおり、排出量のモニタリングなどについて適切に実施するシステムを整備するということでございます。

こういった論点についてどのように進めていくかということをご議論、ご意見をいただきたいということでございます。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

森島座長 ありがとうございます。

申し上げるまでもなく、前回会合を開きましてからいろいろなことが内閣でございまして、我々は今日会合して、何かできるのかということ、私も会合を開くに当たって事務局に今日の会合はどのような位置づけになるのかということ伺いましたけれども、政府はある意味では、総理にもかかわらず、コンティニューと思っております。ですから、このメンバー、この分科会そのものがどういうふうになるかということとはともかくとしまして、試行していくということについては変わりはない。そして、その検討を続けて、10月から発足をさせるということについては変わりはない。

そこで、今日の位置づけでございますけれども、今日ここにわかに事務局自身がこういうことになっているので、これでどうかという案、まだ今一生懸命検討しておられるところから、今日私も聞かせていただいて、皆さんもお聞きになったように、基本的な考え方、幾つかのオルタナティブができていますので、論点について皆さんの忌憚のないご意見を伺って、さらに事務局において10月の具体的な試行に向けて詰めていくということに、そのための - 分科会ですので単なる意見として事務局がお受け取りになるのではなくて、かなり重い意見としてお受け取りになることは確かにありますけれども、そういうものとしてご議論いただきたいということでございますので、決してここで全部の意見を取りまとめようと、1つにしておこうというようなつもりはございませんので、ご意見を伺いたいと思います。

その際に、今日まだ意見は出ていない委員のご意見がどうであるかわからないですけれども、既に書面で出ているご意見を見ますと、これは試行で行われると。つまり、試行ですから、いろいろやってみて、問題があると、第1には本格的にやるのかやらないのかということで、試行でやってみて、やっぱりだめならばやらないほうが良いということになりますし、やってみてこういう問題があるから、ここは改めてこういうふうにしてやるべきだということでもありますから、試行のための制度と、そういうことでもあります。ですから、あくまでも試行を前提とするということでもあります。それが第1です。

試行でありますから、それが意味があるもの、試行でなければならぬので、ほんのごく一部だけでやってみて、その結果が、やってみただけでも、非常にうまくいったけれども、その程度の試行では本格的にやってみたらいいものやらどうやらわからない、あるいは逆に、試行でさんざんな結果が出てきたけれども、いやいや、理論上はあくまでもこんな立派なんだから、あそこでやったのは変な試行をやったからだめなんだというのでは意味がないので、そこで試行といえども、これはかなり幅広い参加を得て、いろいろなタイプのものを試行して、これならおかししい、これならこういう問題が出る、これならこういういい点があったし、これならこういうあれがあったということで、ご意見を伺っていると、ある程度決めつけて、もうだめだとかいいとか言っておられますけれども、むしろだめならだめでやってみて、本当にだめかどうか確かめると、それはやっぱり私は試行だと思いますので。

前回は試行することは考えていなかったんですが、今回は試行を前提とするので、あくまでも今日のご議論は本格的に、この間も申し上げましたけれども、特に2009年に目達計画でチェックをして、そして果たして環境税とか排出権取引というような経済的指標を導入しなければならないかどうかというようなことを2009年の目達計画チェックのときに議論をします。そのときに、ここでの試行が本当に役に立つようなものにしておかなければならないわけですから、それを頭に入れてぜひ、おれはもともとぜひとも入れたいと思うから、何でも構わない入れてくれとか、あるいは、おれは元々気に食わないのだから、何でも構わないから入れるなどかいうのではなくて、なるべくプラスもマイナスも含めて広く参加をしてもらってやるというのが1つです。

もう一つは、やはり今まで自主行動計画でやっているわけですから、それはヨーロッパのEUのキャップ・アンド・トレードとは違いますけれども、1つのトレードではありますね。自主的にキャップを決めて、自主的にやってきたわけですから、それを基本にして今度はトレードを組み合わせてやろうということで、その意味ではEUとは違った方式でやってみようということですから、自主行動計画を前提にして、そういうキャップのかけ方、キャップという言葉は嫌いな人がたくさんいますから、どう言うかは別として、削減の目標を決めてやっていくという、それを前提にして、ぜひその2つを頭に入れて、以下論点をご議論いただきたい。

もう一度申しますと、試行ですので、個人的に気に食うか気に食わないかは別として、なるべく広くいろいろなタイプのものを試行で実験ができるような制度はどうかということ。第2には、その際に今までやってきた削減の多さ、それとトレードを結びつけて、自主的行動計画と、基本的には1つの中にも入ってきますけれども、それとトレードを結びつけていくという、そういう試行をしたらどういうふうになるのかということを入れてぜひご議論いただきたい。

どの人がどうとは申しませんが、出てきた意見書を読ませていただくと、そもそももう本格的導入というのに恐れおののいてか、本格的導入そのものを頭に入れてか、その議論をしておられるとか、あるいは自主的取り組みに対するプラスかマイナスかをどちらかを前提にして議論しておられるというようなところがあって、本来この分科会が置かれているマンドートと離れた議論をしておられるのではないかと私は思わないでもないもので、あらかじめぜひご協力いただきたいと思います。

それでは、どちらから行ってもいいんですけれども、どちらからいきましょうか。

よろしくをお願いします。

大塚委員 全てについてまとめて扱うということによろしいでしょうか。論点1から。

森島座長 どうぞ。ただし、別にキャップをかけませんけれども、この間のようにほかの人の権限を害してまで延々おしゃべりにならないように。今日は7人で、今から1時間半ありますけれども、大体せいぜいマキシмум10分ということで。10分は長いですね、5分。茅さんからのご発言で5分をめどにして、ややアローワンスがあるという程度で、よろしく願いいたします。

大塚委員 幾つかの点を申し上げておきたいと思いますが、ご意見を今ざっと拝見し

ましたけれども、重要な点としてまず1つあるのが、期間中の取引を認めるかどうかという点が恐らく問題になると思いますけれども、この整理にあるように、期間中の取引も認めるべきではないかというのが私の第1点でございます。

事後取引になって、活動実績だけを基準にして事後取引をするほうがいいというご意見もありますが、これだと本来の排出枠取引とは大分違ってきてしまって、本来の排出枠取引は自分で減らすかクレジットを購入する、あるいは排出枠を購入するかということを選ぶ。どちらがコストが安いかということを見て選ぶというのが本来の排出枠取引ですので、事後取引だとそれがちょっとできませんので、社会全体の費用が少なくて済ませるという費用効果性ということを見ると、最初に減らして後で取引だけをする。後になってから取引をするというのだけでは、少なくとも費用効果性はよくないのではないかと。また、先ほど座長がおっしゃっていたように、実験をするということもありますので、まさに期中からの取引についての実験をする必要があると思っております。

それから、マネーゲームについてのいろいろなご議論がございますが、末吉委員がお書きになっておられるように、マネーゲームを完全に排除できないということを出量取引の欠陥とする議論は、ほかの市場との比較の上でもフェアとは言えないのではないかと考えております。いろいろご懸念があるのはわかりますが、原油とか資源のような魅力のある商品になるとは必ずしも思われません。一定期間後に償却しなければいけないということとか、あるいは排出枠についての情報というのは持っておられる方は実はそれほど多くないということとかもございますので、マネーゲームについてどの程度懸念するかというのは大問題だと思いますけれども、この末吉委員の意見を引用させていただきたいと思っております。

それから、第3点でございますけれども、第三者検証についてもご意見がございますけれども、先ほど申しましたように、期中から売買をする必要があるのであれば、排出全体についての第三者検証というのは、ぜひしたほうがいいということではないかと思っております。さらに、第三者検証は必要がないというご意見もあるようですけれども、ISOよりも緩やかで国際標準からかけ離れたことを余りしていても、残念ながら国際的には通用しないということがあると思っておりますので、この点で第三者検証をしないことが我が国独自の有効な方法だと言って威張っているというのは、ちょっとなかなか難しいかなと残念ながら思っておりますので、第三者検証については、先ほど座長がおっしゃった試行的に実験をするという観点からもやっておいたほうがいいのではないかと思っております。

ついでに言いますと、第三者検証はかなりお金がかかるのではないかと問題もございしますが、その点についてもまさに実験をして検討しておく必要があるのではないかと思っております。

第4点でございますが、JVETSについて対象とすべきでないというご議論がございます。これについては、JVETSを対象にする最大の意義は、現在モニタリングとか検証とか登録簿のシステムがJVETSについてありますので、それを有効に活用するとか参考にすることができる、今までの検討を参考にすることができるというのが最大のメリットだと思います。

補助金つきのもは別だというご議論もありますけれども、今回は試行なので、別に補助金つきのもが入ってもいいというふうに私自身は考えていますが、仮に補助金つきのもがだ

めだというお考えをとるとしても、J V E T Sの中に補助金つきでないものもございますので、それは入れていってもいいのでないか。

国内C D Mとのダブルカウントの話もありますけれども、J V E T Sのほうが先に既に運営されていますので、J V E T Sの対象のものは国内C D Mは無理だというふうに整理すればいいのではないかというふうに思います。

全体的に見て、今回実験をするということですので、最低限の道具立てをするということが必要で、これはやらない、これはやらないということになると、試行の意味がなくなってしまうということは十分注意したほうがいいと思いますので、以上4点ほどについて特に申し上げておきたいと思います。

あと、国際的なルールづくりへの示唆が得られるようなものにしなければいけないということについても、植田先生とかおっしゃっていますけれども、私もこれと同意見でございます。1つだけつけ加えるとすると、環境省のほうで私が座長をさせていただいた検討会でやったオプション2とかオプション4というのが我が国独自のものとして考えられるわけですが、そういうものについて、今回の試行をするという意味が出てきていると思いますので、その点では評価できるものだと考えております。

以上でございます。

森嶋座長 排出権の範囲内でぎりぎりおさまりました。

茅委員どうぞ。

茅委員 たくさん意見があるわけじゃなくて、主としてチェックの問題なんですけど、今回試行を行うということは、試行によっていろいろな問題点が明らかになるというので大変結構だと思うんですが、一番やはり問題なのはターゲットの設定、つまり原単位か、あるいは総量か、そしてそのどの程度かという、そのターゲットの設定と、それからその結果どの程度までの排出削減が行われたかということの検証、この2つのチェック機関、今言われた第三者のチェック機関をどういう機関につくり、どの程度のことをさせるかというのが、一番難しい問題だろうと思います。

特に試行ですので、余りお金をかけるわけにはいかない。とって、余り安易なものをつくれれば、ほとんど勝手に決めたターゲットがまかり通ることになるので、こういったターゲットを決めるということについての認証、それから実施の結果についての反省と、この2つの機関をうまいレベルに決めるというのが大変難しい問題じゃないかと思います。しかし、いずれにしてもそういう機関なしでは、こういった試行というのはうまく進まないと思うので、その設定をぜひお考えいただきたいと思います。

その意味で、関係しますと、C O<sub>2</sub>以外の5ガス、これを現実的に取り上げることができるかということ、私は非常に難しいと思います。私の知る限りでは、C O<sub>2</sub>以外のガスについて自主行動計画でターゲットをつくっているところというのはほとんどないと思います。実際にこれをチェックしようとしても、なかなか難しいケースが多い。国としても、国連への報告については一定のルールに従ってやればいいんですが、これは個別の企業ということになりますと、排出源、それからそのカウントの仕方がばらばらになってしまいますので、大変難しい。今言

ったチェック機関の問題も考えても、とりあえずはCO<sub>2</sub>だけに絞って、他の5ガスについては例外的なケースのみ認めるといふうにしたらどうかというのが1点でございます。

以上です。

森島座長 ありがとうございます。

それでは、黒川委員、お願いします。

黒川委員 今までの産業構造と社会構造が大転換する時期であり、国民の中になんか戸惑いも多いが、他方で、国民のサポートも必要となる。いろいろ意見はあると思うが、思い切って一步を踏み出すならば、ターゲットを明確に設定し、（役所が主体になるのかもしれないが）第三者機関がモニターする仕組みを作るよう、知恵を絞らなければならない。同時に、見える化していくプロセスが非常に大事で、インターネットなどで国内外に情報発信することが重要である。外に対しても努力が見えてないと、いくら内向きで努力しても、日本は信頼されない恐れがある。

環境省など各省が各々の制度を考えると、どうしても縦割の政策になりがちだが、既に実施中のJVESなどを活用して、いいところ取りということではなくとも、それぞれの制度案で整合化を図る努力が大事だ。環境省が提示する4つのオプションは、これまでの日本の主要排出産業などに十分配慮しており、よく検討して、取り入れていくことが大事だろう。

これまでセクター別アプローチをEUに提案し、交渉していると承知しているが、しかし、日本が何を本当にしたいと思っているのか、外からは全然見えていないという意見を外国要人からたびたび耳にする。そういうことでは元気がでない。世界第二位の経済大国で、かつ、産業競争力のある日本として、しっかり対外的にも情報発信しながら、世界からのフィードバックを待って、試行的に始めるというイニシアチブを示していくことが大事だと思う。どこにも絶対的正解はないわけで、試行プロセスを通じて、国内だけフィードバックするのではなく、諸外国との対話・交渉を促していくことこそが、これからの日本の国のあり方としても非常に大事だと思う。まず一巡目のコメントを申し上げた。

森島座長 それでは、関澤委員、どうぞ。

関澤委員 前提としては、座長が先ほど言われたことで、私も非常にいいことを言っていたと思います。やっぱり試行というのはあくまでもいろいろなタイプのものを試行することが前提だということで、本格実施を前提にしたものではないということ。それから、自主行動計画との関係におきましても、自主行動計画の推進に支障を来さないことが大事だろうと思います。

それから、もう一つは、私も同じことを言って恐縮ですが、茅先生が言われたように、この試行実施の目的は、要するに日本の実質的な排出削減につながるかどうかということ、そういう導入による弊害がないかどうか、そういったようないろいろなことを他の政策手法との比較をして本当に意味があるかどうかというようなことを、目的と評価方法を明確にして検証していくということが必要ではないかと思います。

それで各論でございますが、私は原単位目標を選択した企業等における活動量の扱いにつきまして、活動量というのは、鉄鋼の過去の取り組みから見ても市場の需要によって変動するも

のでありまして、事業者は活動量を事前に責任を持って約束するというのは実は不可能であると思っております。それから、マネーゲームを排除するという観点から、いずれかの選択ということではなくて、原単位にその目標年度の活動量、実績ベース、これに乗じて事後的に清算すべきであるというのが私のこの意見書にも書いたとおりでございます。それから、今日目標をつくって明日売るといようなことは絶対にできない。そういうような経営者というのはまずあり得ない、このように思っております。

それから、試行的実施における排出削減目標の達成に充当できる排出枠・クレジットでございます。これにつきましては、国内のやはり実質的な削減につながるものを対象とすべきでありまして、当然のことだと思いますが、仮にビジネス・アズ・ユージュアルでも削減できるものをクレジットとして認めたり、あるいは自主行動計画で削減するものをクレジットとして認めて取引すると、その分だけ本来であればもっと削減ができるところが削減が行われないと、こういうようなことになりかねないと思えます。

という観点を踏まえて考えますと、ちょっと私もこのJ V E T Sというのは、補助金で減ったのとキャップ・アンド・トレードで減ったのとどういう評価をするのかよくわからないんですが、このJ V E T Sというのは、本来自主行動計画参画企業は自主行動計画をベースに参加しておりましたし、その他の企業は国内クレジットによって参加するというのが私は普通なのかなと。こういう観点からいくと、J V E T Sは本当にクレジットとしてこの仕組みの中に取り込むのは本当にいいのかどうか、これはよく議論したほうがいいと思っております。

それから、新たに導入する設定方法による排出枠の交付及び取引、7番でございますが、これはやはり目標年度の実績を踏まえた、先程申し上げたようなことを、実際の超過達成分のみを事後的に取引するようにすべきではないかと思えます。

森島座長 環境省、J V E T Sの参加は自主行動計画に入っていない企業じゃないですか、今現実に。

環境省 現実には、自主行動計画に入っておられるところと入っておられないところの、両方がございます。

森島座長 今、関澤委員の言われたようなダブルカウントにならないような仕組みというのは、今現実には問題になっていないんですけれども、これからやるときには。

環境省 整合性は図りたいと思えます。1点だけ、補助金については、補助金で削減した分というのを差し引いた形で排出枠を交付しておりますので、補助金で削減した分をまたクレジットで売るといようなことはございません。そこは確認させていただきます。

森島座長 それでは、中里委員。

中里委員 この排出権というのは民法上どういう性格の財産権になるかによって、考え方は当然違ってきますし、これはそれこそローマ法以来の本質的な議論が必要なんじゃないかと思えますが、それはちょっと置いておくとして、取引可能な価値のある財産が実際にやり取りされるわけですから、これは課税が介入せざるを得ないわけですね。たとえ、試行ということであっても、実際にやりとりされる以上、課税庁はこれについての課税を考えざるを得ない。非課税規定を設けるといのであれば別ですけれども、試行の非課税規定といのはどうやって

設けるのかわかりませんから、かなり深刻な問題になってきます。ちょっと消費税のことまで私も考えていないんですが、法人税のことを考えると、なかなかいやらしい問題も起こってきますので、どうお考えなのか、ちょっと環境省がどんなことをお考えになっているのか、あるいは国税とどんな話をおつけになっているのかわかりませんが、それがかなり心配だということが1つでございます。

それから、もう一つは、排出権は最初に渡すときに、後で取引される価値のあるものをただで渡すわけにはいかないだろうと、有償で渡すということになるんでしょうかね。その辺はどうお考えなのか。勝手にわいてきたんだからいいんだというわけにはいかないの、特定の企業を利するかもしれないので、有償で渡すのかという話と課税をどうするのかという話を考えずに試行しても、意味がないんじゃないか、本当の経済的効果はわからないんじゃないかという気がするものですから、やる以上はそこまで徹底的に仕組みを考えながらやるという、徹底的まではちょっと無理かもしれませんが、必要じゃないかということですよ。

有償で排出権を渡すということになれば、これはある種環境税というのと違いますが、お国にそのことに関してお金が入ってくるものですから、別に環境税をかけなくても、収入が確保されて、それでもってどうのこうのということも起こってくるかもしれませんし、そう単純な話、今までのように環境税と排出権取引というのは全然別でどうのことじゃなくて、お金という面から考えますと、投機の対象になるとかそういう先の話よりは、まず目先のことをお考えになったことのほうが、他人事のようなことを言っちゃいけないんですが、私どもがお考えにならなければいけないんでしょうけれども、そんな気がいたします。

森嶋座長 今の問題は理屈の上でも、既にもう議論もされているんですが、ちゃんと考えているか、10月までに見通しがつきそうかということだけ事務局に伺っておきますけれども、いかがでしょうか。税の問題と有償のあれについて。

鎌形内閣参事官 一応そういう課題があるということは関係省庁でも検討していますし、内々レベルで、例えば環境省で既にJVESTでもやっていますけれども、そういうところでどういうふうに扱うかというような検討はされていると思いますけれども、10月試行実施のその時点で、課税上どう扱うかということを経税当局との間できちんと結論を出すというのはなかなか困難ではないかと、こういうふうに考えております。

森嶋座長 さっきの話ですと、金融庁も入っているんじゃないですか。

鎌形内閣参事官 もちろん金融庁も入って議論していることは、今日も来ております。

森嶋座長 金融庁は、ただ取引するのは、ゼロはどうなっているかわからない、いろいろなことが決まっていなくて、財産権の話は前にも議論したことがあるんですけども、それはともかくとして、民法上物件とするか債権とするか、それはともかくとして、税がかかるかわからないかわからないで取引して、後から税金がかけられたなんていうのはあれですから、それはちゃんと始まる前には税の話は、税率が決まるかどうかは別として、ちゃんとかかるかとか、この程度ではこういう形でかかるよというような話はやっぱりやっていってくださらないと、どっちにしても試行させられるほうはたまったものじゃありませんので、それは金融庁も含めてよろしく願いいたします。

それでは、森本委員。

森本委員 それでは、ちょっとペーパーに沿ってお話しさせていただきたいと思います。

まず、基本的立場というか、考え方でございますけれども、我々をご承知のとおり温暖化に対して供給側の対応のほうから、需要面でもヒートポンプなど高効率機器の普及によりまして省エネ活動ということを展開しております、需給両面で積極的に取り組んでおりますが、今回対策が進んでいないと言われております中小企業への国内クレジットも対象になっておりますので、我々もこうした技術を持って積極的に貢献してまいりたいというふうに思っております。

それから、我々が具体的に参加するのは企業という立場で、ちょっと関澤さんとかぶるところがあって恐縮なんですけど、お許しいただきたいと思います。また、座長からもいろいろ確認されているところではあるんですけども、基本的に排出量取引について、いろいろ諸課題も指摘されているところなので、今回はあくまでも試行実施ということで効果等を含めて、こうした点を検証するという実験だと認識しております、本格的実施を前提としていないことでもありますとか、現行の自主行動計画の推進に支障を来さない、十分整合がとれていることでもありますとか、それから先ほども第三者機関等々出ておりますけれども、評価方法を事前に明確にする、こんなことが必要ではないかというふうに思っております。

次に、各論、具体的中身でございますけれども、2ページの(2)のところ、排出削減目標の設定主体ということでございまして、これは事務方のほうでいろいろご苦労いただいているところで恐縮なんですけれども、現行の自主行動計画でも業界内で目標を持って着実に成果を上げておりますので、業界団体での参加、目標設定もあっていいのではないかとこのように考えております。

特に電気事業の場合、事業の特殊性を持ってございまして、これは皆さんご承知のとおり、各地域の需給の安定確保をベースにいたしまして、全国規模での効率的な設備形成の実現という、いわゆる電源開発面、あるいはこのたびの柏崎の件でも、各社から融通等々で東京電力を支援するとか、こういった一体的な取り組み、いわゆる広域的運営を進めてきてございまして、電力としては今後とも全社が協力し合って目標達成に向けて最大限努力していきたいと思っております。

また、こういう立場に加えて今回試行的実施ということで書いてありますように、できるだけ多くの業種、企業の参加を得るということになっておりますので、いろいろな形態での試行を実験してみるという観点からも、こうした参加形態も認めていただければというふうに思う次第でございます。

次に、(3)でございまして、若干細目にわたって恐縮なんですけど、今回国内統合市場で扱われる4種類のクレジットについて、自主行動計画への反映のほかに、これは温対法とか省エネ法が当然関係してくると思いますが、ここにどのように反映されるのかを明らかにする、これは当然かと思っておりますけれども、そういうことをよろしくお願ひしたいと思っております。

それから、排出枠・クレジットの種類によっては、制度ごとに反映可否等の扱いが異なってくる場合、このクレジットの価値に違いが生じてまいりますので、取引の際にクレジット種別

が区分可能なルールを採用する必要があるのではないかというふうに考えております。

それから、先ほどから環境省さんのJ V E T Sが出ておりますけれども、これも補助金がついているというこういった実験、いわゆる本試行制度の前段の役割ということで十分役割を果たしてきたんじゃないかと思っております、そういう観点からは今回の超過達成分を取引するという制度に統合していったらどうかというふうに考えているところでございます。

それから、また原単位目標を設定する場合に、マネーゲーム排除の観点から、やはり見込み量ではなくて実績ベースに乗り事後的に清算すべきではないかというふうに考えているところでございます。

それから、最後でございますが、その制度のインフラ整備に関しまして、例えばモニタリング・報告・検証といった作業が行われるのではと思いますが、ぜひ参加主体に余り過度の負担をかけないという、こういった点にぜひご配慮いただければというふうに思っております。

以上でございます。

森島座長 ありがとうございます。

それでは、山口委員。

山口委員 最初に、実は今朝の日経にこの委員会のことが出ていたんですね。ごらんになった方は多いと思います。これこれこういうことになるとか、あるいはなったみたいな書き方になっていまして、私としては非常にびっくりいたしました。

先ほど座長のお話を私は注意して聞きしております、もう政府が決めたのを私たちが今日説明を聞くのであれば、それはそれでよろしいと思うんですけれども、そうじゃない中で、そういう情報をどうやってリークするのか、必ずどこから出たんじゃないかと思うんです。これは非常に我々委員にとってディスカレジングだなと、こういうふうに思っています。このあたりひとつよろしくお願ひしたいと、これが最初です。

そして、この中味についてなんですけれども、私自身はこのいわゆる試行の基本的な考え方という最初のペーパーについてはそのとおりだと思います。特に私がこのとおりだと思うのは、1つは先ほどもありましたけれども、要するに試してみると、そして試した後でどうするかというのはあくまで澄んだ目で見るといいますか、何かこれからやるとかやらないとかいう前提があるとどうしてもまずいので、それが無いということが最初にはっきりしているという点がいいところだなというのが1つです。

それから、もう一つは、排出量の絶対量ではなくて、原単位による目標の設定も認めるというふうになっている点です。私はこれを高く評価しています。その理由としては、ごく簡単に申し上げますけれども、1つは前から申し上げているとおり、この問題については今後100年間は閾値がないんですね。I P C Cの用語ではベリー・アンライクリーというそういう英語になっているんですけれども、それからもう一つ経済と環境の両立という日本国が掲げている問題ですね。もし逆に絶対値のほうがいいような経済状況になってくるとこれは困るわけなんですね。それほど経済が停滞してしまえば、非常に我々は困る。ですから、そういう意味では経済もある程度成長しながらこういう試行ができるという意味で、原単位というのはいいいじゃないかと。

それからもう一つ、ヨーロッパとかアメリカのという話が時々出るんですけども、これは提出した意見書に書いてありますので詳しくは申し上げませんが、私はヨーロッパがいつどこで急変するかわからない。特に経済状況がこれだけ危なくなってくる中で、原油からインフレ懸念それに失業など問題が山積している。もう既にイギリス、それからドイツあたりで首相がそういう話をしているわけです。ということは、余り欧米ばかり見ていると、突然はしごが外れると。そういう意味で、むしろ我々は自分で考えるべきじゃないかと。これが一番基本的なことです。

その上で、今度は中味についてなんですけれども、第1に、全部書いてありますけれども、全部はもちろん申し上げませんが、対象ガスはさっき茅先生も言われましたけれども、いわゆるモニタリングその他からいって余り怪しげなものになってはまずいので、やはりエネルギー起源CO<sub>2</sub>なんだろうというふうに思います。

それから、目標設定の主体なんですけれども、これはさっきどなたかから出たんですけれども、今日本の目標達成計画の中で、経団連の自主行動計画というのは認められていまして、それが業種になっています。そうすると、いわゆる参加主体を増やすと、できるだけ主要な業者にたくさん入ってもらおうという趣旨からすると、業種による参加、そうじゃなければいけないということはもちろんないんですけれども、そういうものも認めていかないとまずいんじゃないかなというふうに思っています。ただ、その場合、例えば業種として不足したような場合に、どういうふうに業種の中でそこを清算するんだとか、細かくはわかりませんが、そういうものがないと、外から見ると何だかよくわからないという問題は当然あると思います。ですから、そういう前提ですね。

それから、目標の設定はさっきの原単位がよろしいんですけれども、その場合にいわゆるホットエアみたいなものが出ないように、ここはひとつ工夫が必要だろうというふうに思います。

それから、原単位ということからすると、当然のことながら事後的に清算をするという形をとらざるを得ないだろうと思うんですね。これが現実の経済活動じゃなくて、本当の机上の実験だったら、その場でどんどん排出権を渡して取引していくという、それは幾らでもできるんですけれども、現実の経済が動いている中で、恐らくどうなるかわからないのに売ったり買ったりということはないと思いますので、そうすると一応原単位の場合には後で清算するということになるのではないかと思います。

そして、さっきからJ V E T Sの話が出ておりまして、私が誤解をしている可能性があると思うんですけども、要するに私の理解では、補助金をもらって、約束した削減を達成できればその補助金を返さないでいいと、達成できなければ返すということになるんだと私は理解しています。もしそうだと、いわゆる昔のイギリスがやっていた自主的な制度とほとんど同じなんですけれども、それから先ほど大塚先生からも補助金つきとそうじゃないのがあると言われて、その割合は私はわからないんですけれども、環境省はたしか30億の予算というようなことがありましたけれども、そのうちのどのぐらいが補助金か実は私は知らないで申し上げているんですけれども、もしかかなりあったような場合に、ここは全く別のものになってしまうだろうと。

いわゆるレベルプレイングフィールドにはならないなというふうに思っておりまして、その場合にはこれは別の形にするか、何かの形でうまく統合していけばいいのかなと、こんなふうに思うんですね。

それから、仲買業者、仲介者、これは例のマネーゲームと言ってもこれはなかなか定義はないわけですが、これを外すというのは非常に難しいと思うんです。ただ、その場合に実際に入ってもらって、後でまさに透明性を持ってどういう形になったのか、そして例えば手数料がどのくらいかかったんだという、そういうことをはっきりわかる形にしたほうがかえっていいだろうと私は思っています。そして、全体にわたって後でこの試行を評価する軸を、どういう項目で評価するということをおらかじめ決めておいて、そういうデータは必ずきちんと公表する、その中にブローカーや実務家も入れてやればいいのかというふうに私は思っています。

それから、例のモニタリングその他の制度のインフラですが、たまたま私は例のISO 14064というクライメートチェンジの国際規格作りの日本側の積極者で国際交渉をずっとやってきました。ですから、そのところでは日本が特にリーダーシップを発揮したわけじゃないですが、日本が原案を出したりしてかなりやっているんですね。ですから、そういうものをうまく活用できればいいなと私は思っています。ただ私が現実に規格制定作業の経験からすると、この規格にそって排出量のモニタリング等を行うにはかなりコストがかかるんですよ。ですから、場合によってはそういうことをある程度きちとやって、本当にコストがどのくらいかかるかということを見るということのも1つの手かもしれないなというふうに思うんですね。

それから、もう一つ、日本の今の検証認証機関でこれに合った、あのISO 14064に合ったそういう組織、機関がどの程度あるか、これがきちとしてできるのがないと幾ら規則どおりやってもできないわけですから、今日本でその状況がどうなっているかということもよく調べる必要があるだろうと、こういうふうに思います。

以上です。

森島座長 これは茅さんが座長をしておられて、座長というはしゃべれないものなんです、ここは座長もしゃべっていいことになっておりますので、委員の1人としてしゃべらせていただきます。

今でも各委員がおっしゃいましたけれども、私はこれは試行ですから、試行した結果がどうだったかということの評価しないと、何のために試行をやっているのか、実験をやっているのかわかりませんので、私はここで一番重要なことは、この委員会はどうかかわりませんが、いずれにしてもこの試行のところにモニター評価というのをきちと入れ込んで、今山口さんがおっしゃったように、何をどういう評価の項目を入れるかということも、もう出発したらそれを変えちゃいけないとは言いませんけれども、出発するときにこういうことを評価しますと。例えば、今のいろいろな検証や認証にどれくらいコストがかかるのか。こういうのでやるとすれば、例えばISOでやるとしたら、どれくらい費用がかかるのか。それは中小企業じゃもつのかもたないのかどうかとか、あるいはいろいろ皆さんあれですけど、JVETSだと本当に削減に効いているのかとか、それから今度新たに入る国内クレジットですか、あ

れで本当に国内CDMとなっているのか。それとも、本来ならば自主的取り組みで大企業がやるべきところを安直な、国際的なCDMのような高いコストじゃなくて、国内から自分の下請け企業から安直にクレジットにやってくるようなことになっていないのかとか、そういういろいろなチェック項目をこしらえてそれをやるということは、私はぜひ試行であるからにはそれをきちっと組み込んでスタートしなければならないと、それが非常に重要。

ではいつそれをやるかという、これはさっきから申しておりますように、2009年に目達計画のほうのチェックをしますので、それに合わせてと、そのときと同じじゃなくてもいいんですけども、そのときに経済的指標を使う必要があるかないか、そのときになりますけれども、そのときに使えるようになる、あるいはすぐ使えなくても、そういう要請が出てきたときにこういう試行の結果が十分参考になるとすれば、2009年、ちょうど2008年10月から始まりますから、きちっとそこに終わらないまでも、とりあえずは2009年ぐらいにまずやる、それから2010年と、それから京都議定書の終わりまで、やっぱり毎年毎年やるぐらいなら、少なくとも国がそれぐらいのコストをかけてやらないと、ビヨンド京都も含めて見通しが見つからないわけですから、私はそういうモニタリング、試行のモニタリング、その評価制度をぜひとも事務局でお作りいただきたいと思います。

その他の点については、私はそれぞれの方がお述べになったので特に根底が壊れるというようなことは申し上げませんが、1つだけ目標設定の主体ですが、私は自主行動計画と、今度はトレードが核になる。先ほど言いましたように、あれは自主的にキャップをつくるんですけども、今度はトレードがつきますので、業界全体がトレードの主体になるわけにはいきませんので、やはり業界が全体で例えば原単位を決めるような、それはちっとも構いませんけれども、ではそれを各企業で、ではうちのほうで事業主体が企業ともくって、その原単位をそのまま持ってきてもうちじゃそれと実績でこうなりますよとするか、あるいは総量にするか、それはともかくとして、うちはこれだけを目標にしますよということと言わないと、ただ自分のところが当たらないときにそれをトレードしておかなくちゃならないわけですから、これはトレードと排出権の取引の試行ですから、業界全体が取引の主体として相対で、業界がやるというわけにいかないわけですから、やっぱりこれは目標を議論するときには業界全体が出てきても、じゃ自分のところはこれだけの削減をして、足りない分はトレードをしますという主体は、やっぱり個別じゃないと、それこそ先ほどの中里さんの話じゃないですけども、それが財産権の取引になるわけですから、それは森本委員のおっしゃることはよくわかるんですけども、決めることは業界の自由に任せるけれども、少なくとも決めたことで後トレードに入るのは各個別の主体だということにならざるを得ないんじゃないでしょうか。

森本委員 私が申し上げたのは、目標設定が業界全体で参画して、要するに業界全体での目標設定をいたしまして、ただ個別の取引は個別の会社がやって、その結果反映とか目標とか結果とかいうのが業界全体になるという、そういうことも申し上げているんです。ただ、業界全体で参加して、それで業界の中でいろいろ割り振るというやり方もありますし、それから個別の取引は個別がやるという、そういう考え方もあると思いますし、電力の場合は取引については個別というのは可能なので。

森島座長 おっしゃるとおりです。事務局がつくった論点の資料2の(2)排出削減目標の設定主体という言葉自身が極めて不適切なんですね。これは森本委員のあれは目標はだれが議論してだれが決めるのかというふうに、そういう議論だと思っただけなんですけれども、この中味を見ますと、各主体の参加と。ところが、ここではどうも事務局がそういうことではなくて、だれが自分のところでキャップを背負い込むかというそういう言葉でしょう。だから、これは設定主体ではなくて、目標を設定した場合にそれをかぶる客体なんですね。そういう意味じゃないですか。

鎌形内閣参事官 今回の場合、自主的に目標を設定するというので、設定主体と客体は同一だと、こういうふうに思っております。ですから、おっしゃるとおりです。

森島座長 ですから、設定するときには業界が設定して、それで各主体が、うちはこれだけですというのは個別に、ですから業界とあれですけれども、あくまでも最終的には個別の企業かはともかくとして、自分のところはこれだけ削減しますよと言って、足らなければそこでフレードに出てきますと、そういう趣旨なんですね。だから、私が今言いましたように、どうも事務局の用語の使い方が非常にあれなので、関澤委員、森本委員のほうのお考えは、だれが責任を持って目標を決めるのかという意味では、私は業界でちっとも構わないと思っただけなんです。ところが、最後に自分のところはこれだけ削減して、足らなければあれから買ってきても、CDMでもどこからでも買ってくるというのは、業界がやるんじゃないで、その企業がやるんですと、そういう意味なんですね。だから、ここはちょっとちゃんと書き分けるようにしないとだめだと私は思います。それは法律家の。

関澤委員 今鉄鋼でも結局は業界で目標を決めて、あとは足りない部分は排出権を個別企業が一生懸命買っていますよね。それと基本的には同じということを考えているんですか。

森島座長 そういうことなんです。ですから、別に関澤委員や森本委員がおっしゃったことと変わらないんですよ。それを何か業界でやるからなんていって、それはおかしい話で、やっぱり責任を持って業界のほうで原単位や何かは決めて、カウントトレードするのはあれだと。

それはやりますけれども、今ご議論を伺ってちょっと形の言葉の使い方、私の方からすると森本委員のおっしゃることは誠にごもっともだけれども、それが事務局サイドでおかしいんじゃないかというようなことだと、そうじゃなくて、こちらのおっしゃることも正しい、こちらの言っていることもそうおかしくないんだけど、それは言葉が混乱しているからだという、そういう趣旨ですので、それをクリア。そういう趣旨でございます。

森本委員 そういうことで、参加を認めないとか、こういう格好で書いてあるものですから、要するにその辺について広く参加できるように、目標は全体で。

森島座長 今後表記するときにはそういう趣旨だと。

関澤委員 若干私のところは違う側面があるような気がするのですが、実は鉄鋼業界で最初に国連、排出権の世銀等があっせんして買ったのは、要するに業界1本で買っているんですね、CDMクレジット。あとは各社の分担は、例えばそこは生産量割合が何かで基金的に金を集めて、それを業界1本で購入したんです。あるいは、今後業界1本でやってくるときには、やはり基金のクレジット、基金みたいなものを業界の中につくっていかねばいけなかなと、こ

のようなことも議論をしております。なぜそういうことを申し上げるかということ、鉄の場合は自主行動計画につきましても、これは本当に業界の中で一生懸命何回も議論して、それでやっとうまくまとまりができて、これをベースにA P Pなり、あるいは国際鉄鋼協会でもそういう活動を今やっておるわけです。せっかくみんなで、ある意味では相互監視とは言いませんが、いい意味でみんなが結束して何とかこの10%の目標を達成しようとしている。それを踏まえて各社が足りないところは、C D Mを買ってでも達成しようと4,400万トン購入、1,000億円も使っているというのが実態なんです。

そういう意味から、余り厳密に個別企業でやろうとすると、要するにばらける可能性があるので、私どもしてそこは慎重に考えたいと思っています。だから、なるべくその業界に合ったやり方を何か工夫したいということで、そういうファンド基金みたいなものを連盟一本でつくってでも何かできないだろうか、こういうことを今模索しております。

森島座長 これはここで、議論を進めているテーマとは違うかもしれませんが、こういう論点整理の場合ですと、やはり原則ここに向かっているんです。原則はやはり個別企業がトレードをするので、今のようなC D Mで買ってくる時のあれがあるとすれば、それはそれをどういうふうにするか。その場合に何か影に隠れて、先ほどお話ししましたように透明性がなくなっちゃったり、結局薄めたりするようなことがないような形のものとは別途考えるということで。私は伺っていて、どうもこの「設定主体」という言葉の問題と、それからここに書いてある書き方の問題と、どうも議論がずれているんじゃないかなと思ったものですから、そういうことを申し上げたんですが。

そこで一応、私の委員としての意見を、ほかの方のちょっと言葉の問題も含めて申し上げましたので、あと意見書を出された委員がおられますので、これを事務局のほうでまとめてご紹介をするということになっております。

鎌形内閣参事官 本日ご欠席の委員の中で、意見書を出されておられる方がいらっしゃいますので、簡単にご紹介いたします。

資料3 - 1、植田委員でございます。

かいつまんで申しますと、植田委員は今回、この排出量取引制度制度が本格導入される場合に備えて、その前提となる諸条件、制度設計上の課題など検証していくということが目的なんだけれども、今回の実施は、いわゆるE U - E T Sなどの国際標準のキャップ・アンド・トレード型ではなくて、参加自体を企業の自発性にゆだねているということ。それから、目標が総量だけでなく原単位を許容しているというところが、国際標準と異なる、こういうことをご指摘になっていきます。それから、単一制度ではなくて京都メカニズム、国内C D M、それから企業の目標量という3つのクレジットが扱われるということの違いを言っておられるということです。

それで、留意すべき事項として第1から第4まで述べておられまして、第1は、統合市場だけれども、既存の制度を寄せ集めてつなげただけだというご指摘で、本来、本番さながらに施行実施を行うべきなんだけれども、本格実施に期待される制度との姿に開きがあるということで、その点重要な点としては取引制度の参加が任意ということと、そういうキャップがかから

ないということが重要な課題だとしているということでもあります。

それから、第2の点としては、排出量取引は排出総量の管理を厳格に行えるということが利点なのだけれども、この施行実施では、その条件を満たしていないと。これも原単位目標の混在と総量目標の混在ということを指摘されているということでもあります。植田先生は、CO<sub>2</sub>の排出量に統一して評価する方式が明確にされるべきだというご指摘でございます。

第3といたしましては制度インフラの問題でありますけれども、これも統一化を図ることが必要になっているけれども、そもそもキャップ・アンド・トレード型のシンプルな取引制度を当初から導入していけば、そうしたコストも抑えられたかというようなご指摘でございます。

第4に、国際的なリーダーシップ発揮という点からのご指摘でございます。今回の施行実施は、極めて日本独自の取り組みだということで、国際ルールづくりへの示唆はほとんど得られないのではないかというご指摘をいただいたということでございます。

以上が4つのご指摘ということでございます。

それから、もうお一方ご欠席の委員で、資料3-2、枝廣委員でございます。

3点ございます。排出量取引はキャップ・アンド・トレードだということで、キャップの割り当てを行った上での取引なただけけれども、今回の施行実施は自主的目標設定ということで、排出量取引と言えないのではないかというご指摘。

それから、これが実質削減につながるかということで、実質的に大きく削減できる仕組みとすべきということ。

それから、今の案では、日本国内でしか通用しないというようなご指摘という、3点にわたってのご指摘ございました。

それから、資料3-4、ご欠席の末吉委員からのご意見でございます。

まず海外の動向の反映が必要なただけれども、その海外動向への配慮を読み取れないということで、「欧米の動向を注視しつつ」ということを考え方に入れていくべきだということでございます。

理由のご指摘がございまして、まず排出量取引は国際的な協働作業の一環を担うんだから、世界動向を無視した制度設計はあり得ないということ。それから、京都クレジットが、この論点なりに入っているわけでございますけれども、その部分は国際制度への配慮が必要だということで、信頼性確保の方策や取引の決済ルールは、国際動向と平仄を合わす必要があると、こういうご指摘でございます。そうでなければ、世界から孤立するということでございます。

それから、3番目に国内クレジットに関してのご指摘でございますが、2ページ目に参りまして、国内でしか受け入れられないものとなつては、それは将来性を大きく制約するということで、世界が認知するようになるには、信頼性や規格が国際基準となるようにすべきだということでございます。

4番目でございますけれども、市場参加者の利便性を高めることが重要だということでもあります。日本の排出量取引の将来像として、海外からも利用してもらうことを想定すれば、海外動向への配慮は不可欠だというご指摘でございます。その下、ICAPの議論での配慮、配慮というか情報交換などの必要性も述べられております。

それから次に、キャップとトレードということでございます。

まず末吉委員のご認識として、初めにキャップの配分があって、その後でそのキャップを守るに当たってトレードが生まれたと、こういうご認識でございます。この2つの機能をよく分離すべきだということで、キャップで生ずる問題がトレードの問題であると転嫁したり、また逆の議論は避けるべきだということでもあります。

それから、3ページ目にまいりまして、マネーゲームということでございます。おかしなマネーゲームは是非とも排除すべきということでございますが、留意すべき点として、過剰な防衛策というものを上げておられます。マネーゲームの定義づくりや実際の認定基準づくりに当たっては、海外動向をよく見きわめるべきだと。日本のみが他で受け入れられる慣行など、強く排斥するという事は市場が成功しなくなるということでもあります。

それからもう一つは、マネーゲーム排除の立場から、マネーゲームが排除できないということを出量取引自体の欠陥とする議論は避けるべきだということでもあります。マネーゲームとは何か、起きているのか、起きているとすれば一体何が起きているか、十分吟味する必要がある、こういうご意見を寄せていただきました。

以上、簡単でございますが、ご紹介させていただきました。

森嶋座長 それでは、マキシマムに40分ありますけれども、フリーディスカッションで先ほど言い残したことがございましたら、ぜひ。ただし、3分ぐらい。

では茅委員、どうぞ。

茅委員 先ほど私を含めて、モニタリングの必要性ということをお記憶したんですが、事務局側でその点何かご検討になっているのか。そうであれば少しお話ししたいと思えます。

鎌形内閣参事官 幅広くご指摘をいただいておりますけれども、論点というところ……

森嶋座長 いやいや、そうじゃなくて、モニタリング。モニタリングというのは、施行の結果についての。

日下内閣官房参与 どちらですか。最後の評価のですか、それとも……

茅委員 実際、どのぐらいやったというのは、だれが評価するんですか。

日下内閣官房参与 そっこのほうですね。

鎌形内閣参事官 わかりました。実施中のモニタリングの件でございますね。

わかりました。ちょっとモニタリングのところは、関係省庁でも今詰めて議論しているところでございます。どういう議論をしているかということでございますけれども、もちろん制度、仕組みを動かす上で、きっちりとしたものがないとなかなか取引もできないというところが、逆に取引する側からしても、そのクレジットの信頼性という上から信頼性を高めるためには、かなり厳格なものが必要というものがある一方で、まだこういった仕組みになれていない企業の皆様方に、できるだけ多くの方に参加していただくという観点から、できるだけ簡素にすべきだと、こういう両方の要請の中でどこをやっていくかということだと思っております。

実際には、現実にあるものとしては、既に環境省がやっておられる自主参加型の排出量取引制度の中で、モニタリングの検証システムとか、そういうものは既にモデル的にやっておられるというのはございますけれども、これもどこまでやる必要があるのかということについて検

討が必要だということだと思っています。ですから、ちょっとお答えとしてはどういうものをするということをお答えといいたいですか、そこは検討中としか申し上げにくいのでございますけれども、いずれにしても、しっかりしたクレジットという要請と、できるだけ参加しやすいようにという要請の間で、ちょっと検討しているということでございます。

森嶋座長 ちょっとくどい言い方ですけども、「検討している」ということは、モニタリングはやりますということですね。しばしば検討しているということは、やらないということの意味しないでもないので、やりますということで、やり方を検討しているということですね。大塚さん。

大塚委員 ありがとうございます。3点ちょっと申し上げておきたいと思います。

最初に座長もおっしゃいましたし、山口委員もおっしゃっていただきましたが、チェックポイントをあらかじめ検討しておくということは非常に重要だと思いますし、これから実験をするということなので、後でもっとこういうこともやっておけばよかったということが出てくると、何のために施行したかよくわからなくなるものですから、その点との関係でもチェックポイントを決めておくことは大事なことだと思います。評価については後で紛糾するということもあり得るので、そういう観点からもチェックポイントをある程度固めておくことは大事なことではないかと思えます。

それから第2点ですけども、取引の目標の設定主体というのは、先ほど座長が言われたとおりだと思うんですけども、鉄の場合、全部でまとめてやっていらっしゃって、それで非常にうまくいっているところもあるので、そこは多としたいと思えますけれども、他方でちょっとお伺いしておきたいのは、例えば株主総会とかで何かいろいろ聞かれることも多分あると思うんですけども、CDMを買われるときに、やはり鉄鋼さんはそれぞれの会社でどのぐらい買うかというのは、多分お答えになるようなものは持っておられると思うので、先ほどのお話だと、恐らく生産量との関係で割り振っていらっしゃるのかなという感じもするんですけども、もしそうだとすると、業界の目標というのがあって、さらに生産量に応じた目標というのが恐らくあってということではないかと思うんですが、それは本当は表に出していただいたほうがいいと思うんです。実際上なかなか難しいとしても、何らかの形で目標というのがないと、取引がしにくいのかなというのがありますので、表に出していただくかどうかというのは、なかなか微妙なところだとは思いますが、原則は企業でやっていただいたほうが取引というのはしやすいし、競争しておられるわけなので、透明性を高めていただくのが基本的には望ましいというふうに思います。

それから、第3点でございますけれども、JVETSについては、補助金つきと補助金つきでないのがあるんですが、これは環境省さんに補助金削減分について差し引いてクレジットを売っているというところについて、もう少し詳しくご説明をいただくと、ここでの議論の土台ができると思います。

以上です。

森嶋座長 それでは、先にご意見がある方は伺います。

山口委員。

山口委員 確認をしたいということです。

今の補助金の話なんですけれども、これは間違っているかもしれませんが、たしか新聞に、今度30億の予算請求とあったと思うんですが、仮にそれが通ったときに、いわゆるそれに参加した人たちに与える補助金の総額というのは、具体的にどのくらいなのかということをやっとお聞きしたい。それが1点です。

そして2番目は、J V E T Sと略称するようなんですけれども、これについて、例えば取引の価格だとか数量あるいはブローカレッジの額だとか、そういう、いわゆる透明性を持ったデータを、ちょっと私は知らないんですけれども、そういうものがある、あるいは環境省さんだけが知っていて我々は知らないかどうか、それはわからないんですけれども、それは外へもし出せるのであれば出していただければということです。

そして3番目は、これはこの話をするといつも出てくるんですけれども、例えば国際的に孤立するとか流行におくれるのは困るという話がありまして、そしてさっき申し上げたように、I S Oの場面では全く流行におくれていないんですね。まさにそこで、本当にやっているわけなんですけれども、それを除いて具体的に何が本当にまずいのか。私自身はよく理解できないので、もしお答えしていただく方がおられれば教えていただきたい。そういうことです。

森嶋座長 だれに対する質問ですか。私も世界とは何を世界というのかという。ヨーロッパたちが入っていますけれども、まだアメリカは、世界から孤立するというのはどこから孤立するのかと、全く、ちょっと今の質問は取り下げていただいたほうがいいんじゃないでしょうか。だれかおられれば……

山口委員 もしおられればという話です。これは別に……。

森嶋座長 ちなみに申しますと、ごく一部、参考資料の3 - 2、2ページにさっきの、高橋さん、あれの大塚委員と山口委員、両方から出て、残念ながら僕も含めてとっていいと思うんですけれども、ほとんどの人が環境省を知らないんですね。ですから、この際大いに宣伝しておかれたほうがいいんじゃないでしょうか。簡単に。

環境省 簡単に参考資料の3を見ていただきたいんですが、その2ページ目に自主参加型国内排出量取引制度、いわゆるJ V E T Sと申しますが、その概要がございます。

山口先生、大塚先生からご質問があった補助金の関係でございますけれども、この真ん中に棒グラフがございます。これを見ていただきますと、どういうふうに排出量を決めていくかでございますが、まず基準年排出量としては過去3年の排出量を検証いたしまして、その平均としてございます。そこから黒く書いていますが、削減予測量というものを差し引いたものを排出枠として交付していると。この削減予測量というのは、この申請者が補助金を使って削減すると約束している量でございますので、そこはもう当然削減されるとして、それ以上に削減した場合に初めてクレジットが売れるということになってございます。ですから、補助金をもらって、それで削減した分をさらにクレジットとするということはないということは、ご理解いただきたいと思います。予算は30億円でございます、これは1企業当たり3分の1を限度に補助をするということで、この30億円をすべて補助金として、これまでは使っております。

実績でございますけれども、毎年この取引あるいは削減の成果については公表してございま

して、つい先般も公表したところでございますけれども、今年取引は行った分につきましては、取引は51件行われ、約5万4,000トンのCO<sub>2</sub>が取引をされ、その平均取引価格、これは取引参加者として参加されている商社などにヒアリングをして数字を教えてもらっておりますけれども、おおむね平均取引価格は1,250円というところまで公表をさせていただいております。

以上でございます。

森嶋座長 大塚さん、よろしいですか。

大塚委員 結構です。

森嶋座長 何か、アンケートだったら今日でなくてもいいですから、委員に……。

環境省 ちょっと資料がわかりにくくて、またご説明したいと思います。

森嶋座長 ほかに、どうぞご意見ありましたら。

茅委員 これは質問なんですけれども、さっき私が言ったモニタリングに絡むことなんです、現実にはN<sub>2</sub>OとかCH<sub>4</sub>、メタンですね。こういったものをどういうやり方で継続というか評価をしているのか。それは恐らく国全体で広告しているやり方と、企業ベースで考えた場合大分違うと思うんですが、企業ベースは多分非常に難しいんじゃないかと思うんですね。この辺について環境省のほうで、今までの経験でやっているところがあれば教えていただきたいんですが。

環境省 個別の企業の細かいやり方について、ちょっと今すぐ申し上げられませんが、少なくとも私どもでやっている自主参加型国内排出量取引制度の場合は、まさに先生がご指摘のとおり、モニタリングのコストという観点からエネルギー起源、それから一部工業プロセスが入っていますけれども、CO<sub>2</sub>に限定をしてこれをやっているということでございます、それ以外のガスについては一定の精度でモニタリングして検証することは大変コストがかかるということは事実かと思っております。

森嶋座長 余り複雑にしないで、少なくとも今回の排出量取引はCO<sub>2</sub>であれしないと、ただでさえ複雑になるんですから、それでよその国だって、ほかのものまでやって、それこそ世界を、ですからCO<sub>2</sub>をやめておいたほうがいいんじゃないかと私は思いますけれども。

ほかにご意見ございませうか。さっきの世界とは何だ、乗り遅れているとは何だというのは、だれかお答えございませうか。

大塚さん、世界を知っておられる。

大塚委員 世界とは何だというのは多分2点問題があって、山口委員が最初に書かれている点、つまりルールづくりに乗り遅れるなという話のほうは、日本で独自なものを何か出しておかないといけないかという話なので、これはちょっと環境省と私が座長させていただいている委員会の話ばかりして申しわけないんですけれども、オプション2とかオプション4の話ですので、それはそういうことで私も前から申し上げているところです。

今日、特に問題となっているモニタリングとか検証に關しての世界の流れという話は、山口委員が中心になっておやりになっているISOとの関係で、検証ができるようなシステムを使ったほうがいいのかという話で、これは世界の流れということだけではなくて、恐らく先ほど座長もおっしゃっていた、施行なので実験をしておいたほうがいいのかとい

う観点からしたときに、第三者検証をする方法をとっておかないと、そうでないことだけを施行でしていると、十分な結果が得られないと考えております。

以上でございます。

森島座長 私も施行という点ではそうなので、例えば先ほど言いましたけれども、一方で物すごいコストをかけてCDMのクレジットを買ってきているわけですね。片方で国内クレジットをやった場合、あれだとか検証とか認識、認証とかいうのは、仮に物すごく甘いということになって、今度はCDMもこっちでやって、CDMをなし崩しにするのかという、CDMのほうからいちゃもんをつけられる。私はCDMは決していると思っていないんです。いろいろ問題があって、いずれはビヨンド京都のときはCDMのシステムを直さなきゃいけないと思うんですけども、むしろこちらでいろいろな実験をしながらCDMと比較できるようなデータを用意して、CDMはこういう問題があるからうちではこういうのをやってみているんだというので、ある意味ではISOかどうか私はよくわかりませんが、いろいろなタイプのものをやりながら、コストを安くするというだけではなくていろいろなやり方をやってみて、これならコストはいくと。CDMは、ばかなことを言っちゃいけません、こういうことをやっているからいけないんだという、むしろCDMクレジットと国内CDMクレジットの実際のアドミニストレーション・コストが、こういうことをやればこれだけの違いがあるということ、むしろ実験の中でやってみると。あるいは多少コストはかかるかもしれませんが、場合によっては2つぐらいやり方をやってみて、結果がどうかというのも比較してもいいと思うんですけども、私はそれぐらいのことはやはり実験ですからやってみて、そう言ったらあれですけども、電力系と鉄系とほかの系統をできるだけ書いておいたらいいと思うんですけども。それぐらいのものをやはりやるだけの規模で、幾つかの想定をしてやって、その意味で国際的なものと、それにフォローするんじゃないなくて、それと比較しながら「どうだ、おれのところの論理あるいはやり方のほうは、おまえさんよりはるかに論理的でもあるし、コストも安いだろう」と言えるぐらいの実験をしてもらいたいと私は思うんですけども。

ぜひ皆さんのほうからも、私は繰り返し申しますけれども、ぜひ実験で、試行ですから、いろいろなことをやってみて、やはり何も外国と同じことではなくて、日本のやったことがちゃんと山口さんのあれではないですけども、日本として外国にちゃんと論理的に主張できて、「どうだい、日本の考え方のほうがいいだろう」と、スタンダライズできるようなものを、この施行の中に生み出していくというぐらいのことを進めていただいて、それを評価しながら2年か3年かけて、どうですかね。ぜひそのアイデアを、この委員だけでなく結構ですけども、委員から出していただければというふうに思いますけれども。大塚さんもぜひよろしくお願いたします。

ほかに何かございましょうか。

はい、どうぞ。

山口委員 すみません。

今の件ですけども、ISOその他ですけども、ヨーロッパは実はISOの規格を使っていないんですね。そして、いろいろな問題が出てきていて非常に困っていて、もしかした

ら乗っかってくるかもしれない。これは単なる事実を申し上げたまでです。

それから、まさに森島先生が言われたように、後でどうだったかというのはきちっとわかるようにしなければいけない。そうすると、例えば先ほど環境省からのJ V E T Sの実績、例えば平均価格とか幾つか情報をいただきましたけれども、例えばどういう人が取引をしているんだと。例えば実需とそうじゃないとか、それから価格の変動がどうだったかとか、今度はまさに実験なので、それはちょっと個人の秘密ですという話になってしまうと、要するにわからないわけですね。ですから、もしやるのであれば、こうした点まで開示しないとイケないだろうと思うんですね。

ただ余りやりすぎるともちろんコストがかかる。実際そこはかなり大きい。とすれば、逆に言うとのどのくらい大きいのかというのにも必要かもしれない。いずれにしても、そこは明確に決めて、ちょっと面倒かもしれないけれども、後でそこはちょっと出せませんというのは、それじゃ評価はできない、こういうふうに思います。

森島座長 ほかにいかがでしょうか。

なければ、私は今日は何も決めませんと言いましたけれども、ぜひこの委員会、多分形の上では消えるわけではありませんけれども、実質的には、諸般の事情を考えますと、このままでは残らないと思うんですが、施行を始めた以上は先ほどから私が繰り返して申し上げるように、実験的に施行する以上は、そのことが後で導入をするにせよ、しないにせよ、なぜ導入をするのか。する場合にどのような仕組みであればいろいろな問題、ヨーロッパで起きているような問題が起きないで済むのか。導入しないとすれば、なぜ日本は導入しないのか。しないでちゃんと削減ができるのかということ、ちゃんと、だから日本は変な国じゃなくて、こういう国だからちゃんとしないんだと、おまえら入れるというけれども、入れたってちょっとできやしないじゃないかというように、施行の結果言えるような、そういう実験、施行としてそれに対する評価ができるようなものにしたいと。

ぜひ我々分科会としては、そういう仕組みになるように、我々はやるかどうかは別として、ぜひ内閣官房としてはそういう仕組みを組み込んで評価、モニタリング、このモニタリングというのは個々の企業のモニタリングではなくて、施行の実験の全体をモニタリングして、そしてコストはどれくらいかかる、こういう問題が起きているというモニタリングをして、それを評価をして、導入するにせよ、しないにせよ、導入する場合にはこういう仕組みを入れるとこういう問題があるということが言えるように、そして、それも当面は2009年の目達計画で問題になったときに、あれは多分、産構審、中環審の合同会議に出るんだろうと思うんですが、そのときに資料としてきちっと、ある程度ものを出せるような、そういうような施行をしていただきたいと。

ぜひとも、内閣官房はそういう政府全体で協力して、そういうものとして施行を走らせていただきたいということを、私は今日は何も決めませんと言いましたけれども、内心、せめて中身は決めなくても、せめてそれぐらいは、我々としては朝8時に出てきた以上は、それぐらいのことは言って帰ってはどうかと思っておりますので、ご出席の委員、「いや、そんなものは私は嫌だ」とおっしゃる方がおられれば、きちっとした根拠を述べていただければ私は受けま

すが、いかがでしょうか。

どうぞ。

黒川委員 要するにCO<sub>2</sub>を減らしたいということならば、キャッピング以外にも、ほかにもやることはたくさんあるはずだ。

「日本の省エネの技術はすばらしい」「世界が日本の技術を導入すれば7割は減る」ということを日本人は言いますが、それでは日本国内でどれくらい新エネ・省エネの技術導入が進捗しているのかという点で、外国の事情通の人々からは、成田空港の往復や新幹線から日本の景色を見ている、どこを走っても余り変化が見えてこないではないかと言われます。どうも、日本は言っていることに実行が追いついていないのではないかということが、外国からは見透かされているように感じている。

カーボン・キャッピングは排出量削減が目的なので、実行は非常に難しい。EU全体では削減という勇ましい話はあっても、各国固有のさまざまな事情があって、コンセンサスがとれないという実状がある。だからこそ、日本が何をやるのかということ、各国はそれなりに見ている。アメリカでも、大統領選で民主党政権になると変化するかもしれないが、既に東西の州レベルでは開始されている。

日本が具体的に何をやるのかという点では、以前、親委員会で示したように、太陽光発電、風力発電、地熱発電などを、柔軟な送配電網の形成と合わせて、どんどん促進する。再生可能エネルギーを、各電力会社の導入量として5年間で7%ぐらいにするといった目標を明確にしていく。その目標を次第に上げていき、導入を促進する。同じお金を使うのならば、補正予算もそうだが、確かに日本は新エネ導入に向かっていているという話をしない限りは、キャッピングは当分は様子見だけれども、その分、導入促進をしっかりとやっているということならば、対外的にも理解が得られると思う。しかし、何か苦し紛れにあれもやる、これもやるというけれどもみんな中途半端というのは、一番よくない。

親委員会で指摘したが、原油価格の上昇はある程度わかっているわけで、政策が大きく変わる必要がある。食料高騰の一方で、日本では埼玉県と同面積の休耕農地があり、何もつくっていない。今の政権空白期では難しいのは事実だが、長期的な視野に立った農業政策が必要であるということを自民党でも話をしてきた。日本の産業構造について、すべて低炭素にするために、できるだけことはどんどん実施していくように政策転換しない限り、一つ一つが小手先の対応に終始しているように諸外国からは思われる気がしてならない。

日本の農業も大胆に発想を変えれば、これから成長産業になり得ると思っている。そうした諸般の政策を大胆に展開すると同時に、今回のような試行的実施も考えているよと、対外的に情報発信していくことが一番望ましいと感じている。

森島座長 排出量取引というのは、それが目的ではなくて、排出量取引はあくまでも、黒川委員おっしゃるように、いろいろなものの中の一つの手法で、しかし排出量取引を入れるにしろ入れないにしろ、それが目的ではなくて、結局CO<sub>2</sub>が削減されることが目的なんです。その意味で、日本でこれがどれくらい働くかということ、この施行の段階で見てみようということですから、どうも私も前からいろいろな議論を聞くと、何か敵は本能寺にあるのに、何か

本能寺の手前のところで、やり振りかざして討ち死にしようなんというのがあって、どうもそんなところで戦争しないでよと、もっと本能寺でやってよという感じがいたしてはおりますので、ぜひ今の、私が内閣官房にちゃんと評価の仕組みを入れて、執行部制度もつくってくれということを提案していることをサポートしていただけたと思いますけれども、よろしゅうございましょうか。よろしいでしょうか。

それでは、賛成というのは出なかったですけれども、何となく頭がうなづかれたように思いますので、株主総会のように反対が出なければ賛成というふうに認めまして、では賛成をしていただいたものということで。

今日いろいろご意見が出ましたので、それも十分に、これからの今検討中の課題の中でいただきたいと思います。

それでは最後でよろしゅうございましょうか。

それでは、最後に坂副長官補から一言お願いをいたします。

坂内閣官房副長官補 坂でございます。前からいろいろ事務局からも、あるいは経産省とか環境省からご相談をさせていただいたわけですけれども、おかげさまで、少なくとも政府部内では経済産業省と環境省が、今や一致したチームになっておりまして、それをまた座長の右側におりますけれども、日下参与が指揮をすると、こういう体制でっております。

おかげさまで、今日のご議論を伺っておりますも、お互いにいろいろな問題点について理解は大分進んできたのかなと。先ほどの座長と森本委員のお話なんかを伺っていても、大体お互いわかってうまくいっているのかなという感じが十分してきました。

ただ、先ほども議論になっていましたけれども、例えば取引に、業界として一口として参加するのか、個別で参加するのかというのは、実は市場の動き方という面から見ますと、すごく大きい固まりが一つぼんと、いわば市場の中に鯨がぼんといるというふうになっちゃうと、またうまく、やはり市場というのは、それぞれがある程度小さい人がたくさんいるというのが市場でございますので、というようなことも私は考えなくちゃいけないのかなということかと思えます。

それとまた、モニタリングというのは2つあるわけございまして、個々の取引に当たって、この企業は売ると言っているけれども、本当にちゃんとその分削減しているんだろうかとか、どうやって削減しているんだろうかというのは、これは当然のことながらチェックをする仕組みがないと、いやしくも施行とはいえお金をやりとりするわけでございますから、それは当然必要なんだろうと思えます。

この点につきましては、実は特に国内CDMをこれからつくってみようとしているわけですが、となりますと、今までそういうものに参加したことのない人たちを一生懸命入れて、それ自体は大変意味のあることなんです、逆に言うとそのモニタリングが多少そういう考えがないと難しいところが出てくるのかなというふうに思っております。

新日鐵さんとか東電さんとかが参加しておられる分には、モニタリングだって実は簡単なわけですよ。その情報がしっかりしているわけですから、すぐわかる。しかし、そうじゃない方たちも世の中におられるわけで、これからCDMを始めるとなると、そういうところをど

うやって確保するのかという問題が出てくるかなと思っています。

それから、モニタリングの2番目のほうの、施行ですから当然この仕組みはどうだったかと。うまくいくのかとか、そういういろいろな面にわたっての、後でチェックをしてみるとということは当然必要でございます。そのために施行するわけでございますので、それもまた、例えばこのような会議でやっていただくとかいうことをしなければならぬだろうというふうに思っております。

実際の取引の施行をするに当たりましては、まだそういうわけで幾つか解決しなければいけない論点がまだあると思います。今日大分伺っていますと、相当方向はまとまってきているなという気は私もしているところでございますが、10月の開始に向けてということは、もう実は余り時間もありませんけれども、政府といたしましても、細かいところをなるべく詰めて制度を構築していきたいと、こういうふうに思っているわけです。

ただ、外国と比べて、じゃあ日本は本当に劣っているのかということ、実はそうでもないところがたくさんあると思っております。例えばヨーロッパではキャップの割り当てをめぐって大騒動になっているわけですが、日本の場合は、キャップをつくるのがいいか悪いかという議論は盛大にあります。実際には自主行動計画というものがあるものですから、では幾らという話になると実は非常にスムーズというか、皆さんこれだというのは大体おわかりになっているという意味では、実質的には日本というのは非常に環境が整っている国かもしれないというようなこともありまして、そう簡単にどちらがいいとか悪いとかという比較ができるというものでもないだろうと私なんかは見て思っています。いずれにいたしましても、しっかりした制度を構築してもらいたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

森本委員 鯨じゃなくてマグロ程度ですから、よろしく願いします。(笑)

坂内閣官房副長官補 むしろ関澤さんに申し上げます……(笑)

森島座長 エンデンジャード・スピーシーズではちょっと困りますけれども、どうぞ頑張ってください。

どうも長時間にわたりまして、ありがとうございました。それでは閉会させていただきます。